

平成29年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、東京23区において大学の定員増は認めないことを原則とし、年内に具体的な制度等の成案を得ることと併せ、「本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う」とされたことを踏まえ、暫定措置として平成30年度及び31年度についての設置認可に関する告示を改正。

対応方針（案）

●暫定措置として以下の対応を行う。

◇平成30年度収容定員増（10月に申請が予定されているもの）

◇平成31年度大学の設置、学部等の設置、収容定員増

<対応方針>

- ・原則として東京23区の収容定員増は認めないが、校舎等の施設又は設備の整備を行うなど必要な投資を行う場合で、さらに大学の設置、学部等の設置、収容定員増について機関決定している場合に限り、例外事項とする。
- ・専門職大学の設置に関しては、①新たな学校種であること、②リカレント教育の機関として活用していくこと、③実務家教員の募集などから都心でない難しい分野等も想定されることから、東京23区に所在する専門学校が当該専門学校の定員を活用して専門職大学を設置する場合に限り、例外事項とする。
- ・医学部の地域枠（東京都以外の都道府県で将来医師として従事しようとする学生の入学枠）による臨時定員増に関しても、例外事項とする。

スケジュール（案）

8月14日～9月12日

パブリックコメント

8月23日

中教審大学分科会、まち・ひと・しごと有識者会議

9月中旬～下旬

暫定措置に関する告示公布

Ⅲ. 各分野の施策の推進

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

① 地方創生に資する大学改革

【具体的取組】

◎ 地方の特色ある創生のための地方大学の振興

- ・ 首長の強力なリーダーシップの下、地域の産業ビジョンや地域における大学の役割・位置付けを明確化し、組織レベルでの持続可能な産官学連携体制の構築を推進する。その上で、地方大学が、産官学の連携の下、地域の中核的な産業の振興とその専門人材育成等の振興計画であって、「地方版総合戦略」に位置付けられたものを策定する場合、モデルとなる先進的な取組については、有識者の評価を経て、当該取組に対して重点的に支援する。
- ・ 地方大学間の域内連携のみならず、地方大学と東京圏の大学や研究開発法人との連携を積極的に進める。
- ・ 4年制大学以外の高等教育機関の活用に加え、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関(「専門職大学」等)」制度を活用した取組を推進する。

◎ 東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進

- ・ 今後、18歳人口が大幅に減少する中、学生の過度の東京への集中により、地方大学の経営悪化や東京圏周縁で大学が撤退した地域の衰退が懸念されることから、東京23区の大学の学部・学科の新增設を抑制することとし、具体的には、大学生の集中が進み続ける東京23区においては、大学の定員増は認めないことを原則とする。その際、総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部等の改廃等により、社会のニーズに応じて新たな学部・学科を新設することを認められるものとするなど、スクラップ・アンド・ビルドを徹底する。これらについての具体的な制度や仕組みについて検討し、年内に成案を得る。また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。
- ・ 東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置(廃校舎等の活用を含む。)、地方大学と東京圏の大学の単位互換制度等による学生が地方圏と東京圏を相互に対流・還流する仕組みの構築を促進する。